

意見陳述書

令和6年11月27日

東京地方裁判所 民事第34部 御中

原告 後藤 徹

私は、12年5か月のディプログラミング(拉致監禁・強制改宗)の被害者として、監禁解放後の2008年から15年間にわたり、ディプログラミング被害の深刻さと違法性を国内外で強く訴えてきました。その私を「単なる引きこもり」呼ばわりする鈴木エイト氏の発言は、私が「嘘つき」「ペテン師」であると蔑むものであり、私の名誉は著しく傷つけられました。

本日、結審を迎えましたが、この裁判において、エイト氏は真実性を立証する新しい証拠を一つ提出できませんでした。エイト氏が提出した証拠は、9年前に最高裁判所で勝訴が確定した私の拉致監禁の裁判で、被告側から提出された証拠だけです。この拉致監禁の裁判の控訴審では、私が違法に監禁されたことが判決理由の15か所で認定されました。私が「引きこもり」などでは決してないことは、既に最高裁で確定しているのです。それにもかかわらず、エイト氏はこの判決を覆しえる新しい証拠を出さずに、私を「引きこもり」呼ばわりし続けているのです。これは単なる誹謗中傷であり、エイト氏にジャーナリストを名乗る資格はありません。

強制棄教のための拉致監禁、つまりディプログラミングは、欧米ではその違法性が確定し、決して許されない犯罪であると既に認知されています。

まずアメリカでは、ディプログラミングの推進者が創設した「カルト警戒網(Cult Awareness Network、“CAN”）」という団体に対し、1995年、多額の賠償が命じられ、この団体は破産に追い込まれました(甲40、魚谷俊輔陳述書13頁)。

ヨーロッパでも、2014年、人権NGO「国境なき人権」の報告に基づき(甲19の1、2)、ジュネーブの国連欧州本部で行われた人権委員会で日本の拉致監禁が取り上げられ、日本政府への勧告が発せられました(甲16の1、2)。国連から日本政府に発せられたこの勧告が、私の拉致監禁の裁判で全面勝訴するきっかけとなりました。

イギリスでは、1984年、反カルト運動の影響を受け、政府がイギリスの統一教会に対し解散命令請求に該当する裁判を提起したところ、その根拠がディプログラミングの被害者による虚偽供述であることが明らかになりました。そのため、イギリス政府は訴訟の取下げを余儀なくされ、8.5億円の費用をイギリス統一教会に支払う羽目になりました(甲62、Bitter Winter記事)。

しかしながら、日本では未だディプログラミングの違法性と犯罪性が十分に知られていません。これが鈴木エイト氏による侮辱発言の素地になったと考えられます。なお、一昨年(2023年)の安倍晋三元総理暗殺事件以降の最近でも拉致監禁事件が発生しています。

裁判所におかれましては、ディプログラミング、すなわち拉致監禁を手段とする強制棄教は絶対にあってはならない甚大な人権侵害であり、明らかな違法行為であることを世に知らしめるためにも、何卒、公正なる判断を下していただきますようお願い申し上げます。